

人事室 1月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年 1月21日	令和3年 2月4日	政令指定都市の堺市は、福祉事務所の所長と副区長は別々に存在しているが、大阪市はなぜ福祉事務所と副区長を兼任しているのかわかる文書(人事室保有分)	不存在		号 人事室	人事課 (人事グループ)
令和3年 1月27日	令和3年 2月10日	今回の緊急事態宣言された時〇〇大臣が、ランチ外出もひかえる様に言っていたが、大阪市は職員達へ指示しなかったのはなぜなのかわかる文書(人事室保有分)	不存在		号 人事室	人事課 (人事グループ)
令和3年 1月28日	令和3年 2月12日	(②について) 請求先は任命権者(大阪市長)です。 請求内容 「大阪市労使関係に関する条例」には、 (交渉内容の公表等)第6条3項 本市の当局は、交渉を行ったときは、速やかに議事録を作成し、当該交渉に係る労働組合等に当該議事録の内容の確認を求めた上、これを1年間公表する。 (懲戒処分等)第7条 任命権者は、この条例が適正に運用されるように努め、この条例に違反する行為があった場合は、公正かつ厳格に懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。 と記載されています。この条例に関して以下の2点の情報の公開を請求いたします。 ① この条例の「速やかに議事録を作成し、・・・これを1年間公表する」ことに該当する交渉が、昨年度(2019年度)と今年度(2020年4月～2121年1月28日)に行われている。これらの報道発表の記録。 ② 任命権者が、この条例の第6条に則り①の報道発表された交渉についての「議事録の作成と公表」が適正に運用されているかを確認した事実を示す情報(メモ・会議録・メール他)。	不存在		号 人事室	人事課 (人事グループ)